

お支払いする保険金

家財補償条項(損害保険金)および支払事由

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂または爆発
- ④風災、ひょう災または雪災
- ⑤借用戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑥給排水設備に生じた事故または借用戸室以外の戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

- ⑦騒じようおよびこれに類似の集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑧水災 (a)保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき (b)床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水をこうむり、保険の対象に損害が生じたとき
- ⑨盗難 (a)右記(b)～(e)以外の保険の対象 (b)通貨 (c)小切手 (d)預貯金証書 (e)乗車券等
- ⑩破損・汚損等(①～⑨以外の偶然な事故)

費用補償条項

支 払 事 由	
① 臨時費用	損害保険金①～⑧の事故により損害保険金を支払う場合に、臨時に生ずる費用
② 残存物取片づけ費用	損害保険金①～⑧の事故により損害保険金を支払う場合に、損害を受けた保険の対象の残存物を取片づけるための費用
③ 失火見舞費用	損害保険金①または③の事故により第三者の所有物に損害を与えた場合の、見舞金等の費用
④ 修理費用	損害保険金①～⑨の事故により借用戸室に損害が生じ、賃貸借契約に基づきまたは緊急時に被保険者が自己の費用で修理した場合の修理費用(戸室修理費用)／熱割れにより借用戸室の窓ガラスが損壊した場合の修理費用(ガラス修理費用)／凍結により借用戸室の専用水道管が損壊した場合の修理費用(水道管修理費用)
⑤ 特殊原状復旧費用	借用戸室内で生じた被保険者の死亡を原因とする借用戸室の損壊について、損害発生直前の状態に復旧するために、被保険者の法定相続人、賃貸借契約上の保証人または相続財産管理人が修理した場合
⑥ 遺品整理費用	被保険者が死亡したことにより借用戸室の賃貸借契約が終了する場合で、被保険者の法定相続人、賃貸借契約上の保証人、相続財産管理人または残置物を引取るべき者が遺品整理費用を負担した場合
⑦ 地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象を収容する建物が半焼以上、もしくは家財が全焼した場合
⑧ 被災転居費用	①から⑨の事故により損害保険金を支払う場合に、損害を受けた借用戸室に半焼以上の損害が生じ契約者または被保険者が当該借用戸室に係る賃貸借契約を終了して転居した場合の転居費用
⑨ 臨時宿泊費用	損害保険金①～⑨を支払う場合に、飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能により借用戸室に居住することができなくなり、有料宿泊施設を利用した場合の宿泊費用
⑩ ドアロック交換費用	以下のいずれかの事由により、被保険者が自己の費用で借用戸室のドアロックを交換した場合の費用 (a)日本国内において、被保険者が所有または管理する鍵が盗難された場合 (b)ドアロックがピッキングにより開錠された場合 (c)ドアロックがいたずら等により損壊した場合
⑪ 損害防止費用	損害保険金①～③に起因する損害の発生・拡大の防止費用

賠償責任補償条項

支 払 事 由	
① 借家人賠償責任	被保険者の責めに帰すべき事由に起因する以下の偶然な事故により借用戸室を損壊した場合で、借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合(a)火災 (b)破裂または爆発 (c)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ (d)借用戸室内で生じた被保険者の死亡を原因とする借用戸室の損壊について、被保険者の法定相続人、賃貸借契約上の保証人または相続財産管理人が賃貸借契約に基づく借用戸室の修理を速やかに行わない場合、(e)被保険者が死亡したことにより借用戸室の賃貸借契約が終了する場合で、被保険者の法定相続人、賃貸借契約上の保証人、相続財産管理人または残置物を引取るべき方が賃貸借契約に基づく借用戸室の明渡しを速やかに履行しないために、借用戸室に存置されている被保険者の遺品を借用戸室の貸主が整理しなければならなくなつた場合、または整理すべき方がいない場合 (f)上記(a)～(e)以外の偶然な事故
② 日常生活賠償責任	日本国内において、以下の偶然な事故により、他人の身体の障がいまたは財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負った場合(a)借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故 (b)日常生活に起因する偶然な事故

特 約

支 払 事 由	
被害事故 弁護士費用保険金	日本国内における日常生活において生じた偶然な事故によって被保険者に被害が生じた場合で、その発生を理由とした損害賠償請求により、被保険者が以下の費用を支出した場合 (a)法律相談の対価として、弁護士等に支払うべき費用 (b)上記(a)以外の弁護士等への報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要する費用またはその権利の保全もしくは行使の手続きに必要な費用
	【ご注意いただきたい点】★個人情報の取扱、反社会的勢力への対応については、「重要事項説明書」または弊社ホームページをご覧ください。★取扱代理店は弊社との代理店委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の代理業務を行っております。取扱代理店にお申込みいただいて有効に成立了した保険契約は、弊社と直接契約されたものとなります。★賃貸生活総合保険の保険期間は1年もしくは2年です。★インターネットでご契約された場合、保険料の割引があります。★ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」または弊社ホームページにて約款をご一読ください。★弊社は東証一部上場株式会社リログループのグループ企業であり、少額短期保険業者です。

ご契約内容をご確認ください。
ご契約内容・転居・解約に関するお問い合わせ

この保険に関するご意見・ご要望(お客様相談受付窓口)
ご契約内容・転居・解約に関するお問い合わせ

保険の内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望・ご不満のお申出はお客様相談受付窓口で承ります。
また、借用戸室からの転居・解約についても受け付けています。

0120-861-792 (受付時間) 午前9:00～午後5:00 (土日・祝日・年末年始休業期間除く)

もし事故に
あわれば、
事故受付
センターへ

0120-521-792 (24時間365日受付)

事故が発生した場合は、下記へご連絡ください。

株式会社 リロ少額短期保険 事故受付センター

少額
短期ほけん
相談室
(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人「日本少額短期保険協会」と手続き実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

0120-821-144

●受付時間／平日 9:00～12:00、
13:00～17:00(祝日・年末年始休業期間除く)

この保険に関するご意見・ご要望(お客様相談受付窓口)
ご契約内容・転居・解約に関するお問い合わせ

保険の内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望・ご不満のお申出はお客様相談受付窓口で承ります。
また、借用戸室からの転居・解約についても受け付けています。

0120-861-792 (受付時間) 午前9:00～午後5:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

株式会社 リロ少額短期保険

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-23 <https://www.relo-ssi.jp>



賃貸生活 総合保険



大家さんへの
借家人賠償
第三者への
日常生活賠償



株式会社 リロ少額短期保険

賃貸住宅での暮らしをサポート!

災害から突然の事故まで
賃貸ならではの頼れる保険です

家財を守る補償

①～⑩1品30万円を超える貴金属等は30万円とみなします。



①火災

②落雷

③破裂・爆発

④風災・雪災等

⑤落下・衝突等

⑥水濡れ

⑦暴力行為・破壊行為

⑧水災^{*1}⑨盗難^{*2}⑩破損・汚損^{*3}

失火やもらい火など

雷による事故

ガス漏れなど

台風・竜巻など

借用戸室外からの
物体による事故給排水設備に生じた事故/
他の戸室での事故に伴う漏
水・放水・溢水によるもの集団行動による
暴力行為・破壊行為洪水・高潮・土砂崩れなどの
自然災害による事故

窃盗・強盗など

①～⑨以外の
偶然な事故

お支払い例

- 隣室の延焼により、家財が燃えてしまった
- 落雷により家電製品がショートした
- ガス漏れに気付かずコンロに点火し爆発してしまった
- 外からボールが飛んできて、室内の花瓶が割れてしまった
- 給水管が破裂して室内が水浸しになり、ソファが使えなくなった

- 土砂崩れによる土砂流入で家財が使えなくなった
- 空巣に入られ、現金の入った財布が盗まれた
- 掃除中にテレビを倒し壊してしまった
- マンションの屋根付き駐輪場に置いていた自転車が盗まれた



お支払いできない場合

- 地震が原因による火災および損壊
- 落雷によりPC内のデータが消えてしまった
- 火に向かってスプレー缶を使用した
- 外出先で停めていた自転車が盗まれた
- 子供が走り回って誤ってノートパソコンにぶつかり、破損してしまった

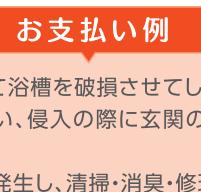
さまざまな費用補償

戸室修理費用^{*4}借用戸室を緊急的に自己
の費用で修理した場合ドアロック交換費用^{*5}盗難などによる玄関の
ドアロックの交換など臨時費用^{*6}損害を受けて
臨時に生じた費用遺品整理費用^{*7}入居者死亡（室内外問
わず）による遺品整理に
要した費用特殊原状復旧費用^{*7}借用戸室内死亡などが発
生し、清掃・消臭・修理など
の戸室内を修復した費用

損害防止費用

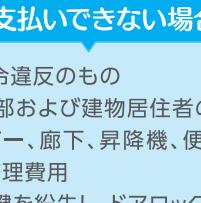
損害の発生・拡大を防止
するため生じた実費
費用残存物取扱費用^{*8}保険の対象の残存物を
取扱うために、被
保険者が負担した費用失火見舞費用^{*9}火災を起こした際の
近隣への見舞金被災転居費用^{*10}被災により別の賃貸住
宅へ転居するときの不
動産業者への諸費用臨時宿泊費用^{*11}飲用水・電気・ガスの供給停止等、
使用不能により一時的に有料宿泊
施設を利用した場合の宿泊費用
※地震保険ではありません地震火災費用^{*12}地震・噴火・津波に起因
する火災の臨時費用

※地震保険ではありません



お支払い例

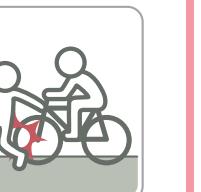
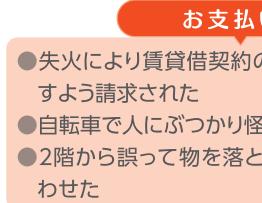
- 入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった
- 空き巣被害に遭い、侵入の際に玄関のドアロックを壊された
- 室内で犯罪死が発生し、清掃・消臭・修理費用を支払った
- 地震・噴火またはこれらに起因する津波によって火災が
起こり、家財が全焼となった
- 火災で消防活動に使った消火剤を詰め替えた
- 焼け跡に燃え屑など残存物があったため片づけた



お支払いできない場合

- 故意・重過失・法令違反のもの
- 建物の主要構造部および建物居住者の共同利用に供せ
られる玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、堀、
垣、給水塔等の修理費用
- 外出先で部屋の鍵を紛失し、ドアロックを交換した費用
- 自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、
さび、かび、発酵、発熱、ひび割れ、その他類似の事由ま
たはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生
じた損害

賠償責任を補償

借家人賠償責任^{*13}大家さんへの賠償
責任が発生した場合日常生活賠償責任^{*14}損害を与えてしまっ
た第三者への賠償な
どが発生した場合

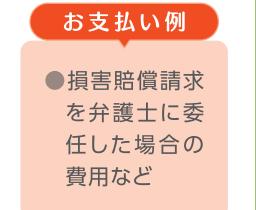
お支払い例

- 失火により賃貸借契約の原状復旧義務を果たすよう請求された
- 自転車で人にぶつかり怪我を負わせた
- 2階から誤って物を落とし、通行人に怪我を負
わせた

お支払いできない場合

- 故意によるもの
- 被保険者または入居者の心神喪失または指図
などによるもの
- 放射線照射または放射能汚染等

その他 サポート

被害事故弁護士
費用補償特約^{*15}偶然な事故により、
被害を受け、法律相
談費用または弁護士
費用を負担したとき

お支払い例

- 損害賠償請求
を弁護士に委
任した場合の
費用など

家財保険金額の目安

標準的な所有家財額

広さ(専有面積)	~30m ²	30m ² ~60m ²	60m ² ~80m ²	80m ² 以上
家財保険金額の目安	~300万円	300万円~500万円	500万円~800万円	800万円以上
入居者数	1名	2名	3~4名	4名以上

※1:保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき/床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水をこうむり、保険の対象に損害が生じたとき
※2:(1事故につき)家財は保険金額/通貨20万円/乗車券等5万円/預貯金証書等
は保険金額または200万円いずれか低い額が限度
※3:(1事故につき)免責1万円/100万円限度
※4:(1事故につき)1万円/100万円限度
※5:(1事故につき)借用戸室に損害が生じ、被保険者が賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合
およびガラス熱割れを修理した場合を合算して100万円限度/水道管修理10万円限度
※6:(1事故につき)3万円限度
※7:(1事故につき)損害保険金の30%/100万円限度
※8:(1事故につき)損害保険金の10%限度
※9:(1事故につき)1被災世帯当たり20万円/家財保険金額の20%限度
※10:(1事故につき)30万円限度
※11:(1事故につき)20万円かつ、1泊につき3万円限度
※12:家財保険金額の5%/50万円限度
※13:被損・汚損による損害については免責1万円/100万円限度、遺品整理費用および特殊原状復旧費用については合算で50万円限度
※14:日本国内において、借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障がいまたは財物の損傷について、法律上の損害賠償責任を負った場合/賠償責任保険金額限度
※15:1相談1万円かつ、1事故3万円/1保険期間中100万円限度